

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年9月14日（火）

10：02～10：11

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣  
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）  
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）  
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）  
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）  
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）  
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）  
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）  
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）  
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）  
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）  
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）  
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）  
平 井 卓 也 国務大臣（デジタル大臣，内閣府特命担当大臣）  
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）  
棚 橋 泰 文 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）  
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）  
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官  
岡 田 直 樹 内閣官房副長官  
杉 田 和 博 内閣官房副長官  
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○政令 4件

○人事 4件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の一部改正法の施行に伴い、投票環境向上のため、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「特許法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日等とするものであります。

次に、「自然公園法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和4年4月1日とするものであり、「自然公園法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、野生動物の生態に影響を及ぼす行為等を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、野上農林水産大臣が、国際獣疫事務局要人との会談及びG20農業大臣会合出席等のため、明日から19日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、原子力委員会委員長上坂充外3名に、第65回国際原子力機関総会日本政府代表等を命ずること外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、警察庁外3省の人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、警察庁長官松本光弘が退官し、その後任に警察庁次長中村格を、文部科学事務次官藤原誠が退官し、その後任に総合教育政策局長義本博司を、それぞれ充てるものであります。

次に、坂上弘外116名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、厚生労働大臣。

○田村国務大臣：老人福祉法では、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」ため、9月15日を「老人の日」として定めています。今年度も、その記念行事として、新たに100歳になる方全員に、内閣総理大臣からお祝い状と記念品を贈呈します。

「今年度の対象者」は、9月1日現在、4万3,633名で、男性5,770名、女性は3万7,863名です。なお、本年9月1日現在、住民基本台帳による「国内の100歳以上の方の総数」は8万6,510名です。「最高齢」は男性が111歳、女性は118歳となっています。

○加藤国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：野上大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、赤羽大臣を農林水産大臣の臨時代理に指定します。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

国家公安委員会委員長から御発言がございます。

○棚橋国務大臣：私は、9月8日及び9月9日に、英国において開催されたG7内務・安全担当大臣会合にリモート方式で出席し、児童の性的搾取、暴力的過激主義及び

テロへの対策等について議論を行いました。特に、児童の性的搾取対策のセッションにおいて、NGO等関係者や参加国からの発表を聞き、プライバシーの保護、通信の秘密、表現の自由等に配慮しつつも、更に強力にオンライン上の児童の性的搾取対策を推進することが必要であると感じましたことから、今後、関係省庁とも協議してまいる所存です。また、現下のアフガニスタン情勢も踏まえ、国際テロ対策における各国との情報共有の重要性を改めて確認しました。引き続き、関係省庁と連携しながら、テロ対策に万全を期してまいる所存です。今回の出席の成果も踏まえ、G7を含む国際社会との間で治安分野における一層の連携強化を図ってまいる所存です。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

